

平成22年度第2回西駒郷基本構想策定委員会 次第

平成22年10月21日(木)
午後1時～3時
県庁審問あっせん室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 西駒郷基本構想の見直しの中間報告

ア これまでの検討経過

資料1(3ページ～)

イ 地域生活支援ワーキンググループでの検討状況

資料2(1ページ～)

ウ 西駒郷のあり方ワーキンググループでの検討状況

資料2(7ページ～)

(2) 意見交換

(3) 今後の予定

資料1 (7ページ)

4 閉 会

西駒郷基本構想策定委員会委員

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | |
|---------------|------------------|---------|-------|
| 健康福祉部 | 部 長 | 桑 島 昭 文 | (委員長) |
| 健康長寿課 | 課 長 | 小 林 良 清 | |
| 地域福祉課 | 課 長 | 吉 川 篤 明 | |
| 特別支援教育課 | 課 長 | 海 野 清 | |
| 伊那保健福祉事務所福祉課 | 課 長 | 岸 田 守 | |
| 信濃学園 | 園 長 | 小 山 武 司 | |
| 知的障害者更生相談所 | 所 長 | 中 村 茂 美 | |
| (福)長野県社会福祉事業団 | 常 務 理 事 | 堀 米 信 一 | |
| 西駒郷 | 所 長 | 岡 庭 和 義 | |
| 西駒郷地域生活支援センター | 所 長 | 土 屋 一 都 | |
| 西駒郷保護者会 | 会 長 | 大 槻 正 春 | |
| 長野県知的障害福祉協会 | 会 長 | 宮 下 智 | |
| 相談支援関係者 | 相談支援体制整備推進アドバイザー | 福 岡 寿 | |
| 障害者支援課 | 課 長 | 寺 沢 博 文 | |

別表2

西駒郷基本構想策定のためのワーキンググループメンバー

| グループ名 | 所 属 | 職 | 氏名 |
|---|-------------------|--------------------------|---------|
| 地域生活支援 | 上小圏域障害者総合支援センター | 相談支援専門員 | 橋 詰 正 |
| | (福)ながの障害者生活支援協会 | 総括センター長 | 岸 田 隆 |
| | アトリエCOCO | 施設長 | 綿 貫 好子 |
| | 松本圏域障害者相談支援センター | 相談支援専門員 | 片 桐 政 勝 |
| | 西駒郷（事業団） | 地域移行推進課専門員 | 藤 原 香 澄 |
| | 松本圏域市町村 | 松本圏域自立支援協議会幹事長（塩尻市福祉課係長） | 百 瀬 公 章 |
| | 西駒郷地域生活支援センター | 主査自立支援員 | 原 宏 幸 |
| | 諏訪地域障害者自立支援センター | 相談支援体制整備推進アドバイザー | 山 田 優 |
| | 北信圏域障害者総合相談支援センター | 相談支援体制整備推進アドバイザー | 福 岡 寿 |
| | 障害者支援課 | 主任自立支援専門員 | 桜 井 孝 |
| 西駒郷の あり方 （県立施設の役割） 支援内容 （運営、施設整備） | (特非) SUN | 理事長 | 藤 村 出 |
| | さんらいずホール | 施設長 | 茅 野 隆 徳 |
| | ライフステージかりがね | 施設長 | 小 林 彰 |
| | (福)りんどう信濃会 駒ヶ根悠生寮 | 寮長 | 赤 尾 正 洋 |
| | 親愛の里松川 | 施設長 | 宮 下 明 |
| | 西駒郷（事業団） | 次長 | 滝 茂 樹 |
| | 北信圏域障害者総合相談支援センター | 相談支援体制整備推進アドバイザー | 福 岡 寿 |
| | 障害者支援課 | 課長補佐 | 清 水 剛 一 |

平成22年度西駒郷基本構想見直しの経過

平成22年10月21日

1 西駒郷基本構想策定委員会

- 第1回 平成22年5月14日（金） 構想見直しの論点等について
- 第2回 10月21日（木） ワーキンググループによる検討の中間報告
- 第3回（予定） 12月16日（木） 素案決定

2 ワーキンググループ会議

(1) 地域生活支援ワーキンググループ

- 第1回 平成22年6月14日（月） （西駒郷のあり方と合同開催）構想見直しの論点
- 第2回 7月15日（木） 高齢化への対応、相談支援体制のあり方
- 第3回 8月24日（火） 地域生活を支える仕組みとは
- 第4回 9月17日（金） 具体的な見直し箇所等について
- 第5回（予定） 11月10日（水） （西駒郷のあり方と合同開催）素案（案）の検討

(2) 西駒郷のあり方ワーキンググループ

- 第1回 平成22年6月14日（月） （地域生活支援と合同開催）構想見直しの論点
- 第2回 7月20日（火） 入所施設に求められる機能とは
- 第3回 8月27日（金）
- 第4回 9月21日（火） 具体的な見直し箇所等について
- 第5回（予定） 11月10日（水） （地域生活支援と合同開催）素案（案）の検討

3 その他

(1) 西駒郷職員との意見交換会

平成22年10月13日（水） 於 西駒郷（午前、午後の2回開催）

(2) 西駒郷保護者との意見交換会

平成22年10月18日（月） 於 西駒郷ゆうあいホール

(3) パブリックコメント（予定）

素案決定後から1か月程度（県ホームページにて意見等を公募）

西駒郷基本構想見直しに係るワーキンググループの検討概要

平成 22 年 10 月 21 日

1 地域生活支援の推進

障害者が安心して生活できる、支援の質量ともに豊富な地域にしていくために、次のような機能の充実が望まれる。

- (1) 生活のそれぞれの場面に応じたケアマネジメントを担う人の存在
- (2) 地域生活サポート機能
- (3) 権利擁護の仕組み
- (4) 人材育成

2 入所施設の役割

入所施設は、障害者が地域で生活するための支援を行う

- (1) 地域で生活をしている方のために入所施設がすること
- (2) 長期間入所されている方のために施設がすること

3 西駒郷における支援

- (1) 県立施設としての役割
- (2) 支援内容の充実について
- (3) 新事業体系移行後のサービス内容について

4 西駒郷の入所利用者の見込み

希望者があれば地域移行を進めるとともに新規入所を受け入れることとし、将来の入所者数を見込む。

西駒郷基本構想における地域生活移行の見通し（～H24）について

1 現状（基本構想H18見直し版）

平成18年9月1日現在、西駒郷利用者のうち、105人が地域生活への移行を希望し、本人の意思が確認できなかった利用者の家族のうち、14家族が地域生活への移行を希望。



平成19年から平成24年の6年間で、120人程度が地域生活等へ移行すると想定

(単位：人)

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入所者数(年度当初) | 225 | 195 | 175 | 155 | 135 | 115 |
| 地域生活移行者数 | 30 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 入所者数(年度末) | 195 | 175 | 155 | 135 | 115 | 95 |

2 見直し後（案）（基本構想H22見直し版）

- 平成22年8月末までに5人が地域生活へ移行済。9月1日現在、西駒郷利用者のうち、53人が地域生活への移行を希望し、本人の意思が確認できなかった利用者の家族のうち、4家族が地域生活への移行を希望。
- 過去3年間で10人が他施設等へ移行のため退所した。本年度は8月末までに3人が移行済。
- 過去3年間で5人の新規入所等（再入所含む）があった。今後も必要に応じて受入れていく。本年度は8月末までに2人が入所済。



平成22年から平成24年の3年間で、次のとおり想定する。

- 地域生活移行 62人（上半期実績及び聴き取り調査結果を参考）
- 他施設等への移行 10人（過去3年間の実績を参考）
- 新規入所等 12人（年間4人程度と想定）

(単位：人)

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入所者数(年度当初) | 231 | 212 | 187 | 166 | 145 | 126 |
| 地域生活 移行者数 等 | 地域生活移行 a | 17 | 25 | 18 | 22 | 20 |
| | 他施設等 b | 4 | 2 | 4 | 3 | 4 |
| | 新規入所等 c | 2 | 2 | 1 | 4 | 4 |
| | 計(a+b-c) | 19 | 25 | 21 | 21 | 19 |
| 入所者数(年度末) | 212 | 187 | 166 | 145 | 126 | 106 |

- ※ 西駒郷利用者及び家族の地域生活移行希望者数は、西駒郷地域生活支援センターが実施した利用者及びその家族への聴き取り調査による。
- ※ H22入所者数（9月1日現在）までは実績、H22地域生活移行者数以降（ゴシック）は見込み
- ※ 地域生活移行者数中、「新規入所等」には再入所を含む。
- ※ H24以降も利用者への希望聴き取りは継続し、地域生活移行希望者がいる場合は、移行に向けた支援を行っていく。

別紙

西駒郷の地域生活移行についての聞き取り調査の状況

平成22年9月1日現在 (単位:人、%)

| 圏域 | 調査 | | | | 結果 | | | 日中活動の場等 | | | | |
|----------------------|----------|--------|--------|--------|----|---------|----|---------|----|-----|------------------|----------------|
| | 西駒郷の利用者数 | 利用者本人 | | 地域移行希望 | 家族 | 本人、家族一致 | 就 | 福祉的 | 通所 | その他 | | |
| | | 意思表示困難 | 意思表示可能 | | | | | | | | 左記のうち利用者本人意思表示困難 | 受け皿が整わずで施設で... |
| 佐久 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上小 | 4 | 1 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 諏訪 | 28 | 14 | 14 | 9 | 2 | 6 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 上伊那 | 36 | 18 | 18 | 11 | 1 | 4 | 3 | 0 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 飯伊 | 12 | 7 | 5 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 木曾 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 松本 | 45 | 27 | 18 | 15 | 1 | 4 | 2 | 0 | 4 | 1 | 0 | 1 |
| 大北 | 6 | 4 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 長野 | 22 | 10 | 12 | 9 | 0 | 3 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 北信 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 県外 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 159 | 83 | 76 | 53 | 4 | 21 | 14 | 2 | 12 | 4 | 1 | 4 |
| 高年齢表示可能者中の地域移行希望者の割合 | | | | 69.7 | | | | | | | | |

※聞き取り調査は、今後も定期的に行うため、数字は変わっていきます。

57 + 5 (H22年4~8月の地域移行者数) **62**

- (1) 家族の地域移行希望の他に、資源が整えば地域生活を希望する者6名を含める。
- (2) 日中活動の場等は、利用者本人の地域移行希望のうち、グループホームを希望した35名の状況である。
- (3) 黄色は、家族が「受け皿が整わずで施設で」意思表示困難として分類した数値である。従って21 + 6 = 27名が家族の地域生活移行希望者数。

西駒郷基本構想見直しの今後のスケジュール案

平成 22 年 10 月 21 日現在

| 年 月 | 会 議 ・ 作 業 等 |
|-----------|--|
| 22 年 10 月 | 10 月 21 日 第 2 回策定委員会 |
| 11 月 | 11 月 10 日 ワーキンググループ合同会議 ○素案（案）の検討 |
| 12 月 | <u>12 月 16 日（木） 第 3 回策定委員会（最終の予定）</u> <u>○素案（案）の提示 → 決定</u> |
| 23 年 1 月 | パブリックコメント |
| 2 月 | （必要に応じ加筆・修正等） |
| 3 月 | 3 月中旬 決定・公表 |

H22年度 西駒郷基本構想見直しに係る ワーキンググループにおける検討の概要

☆ 現在の基本構想

【目的・性格】

- ・ノーマライゼーションの理念に基づき、知的障害者が地域で普通の暮らしをするための地域生活支援の充実を目指す。
- ・西駒郷利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を示す。
- ・西駒郷のみならず、県内の施設入所者の地域生活移行と地域生活支援を促進する。

【具体的取組】

- ・生活の場、日中活動の場、相談支援体制の整備
- ・権利擁護の推進、啓発活動
- ・西駒郷の支援内容の充実、西駒郷の役割・適切な施設整備計画の検討

今回のワーキンググループでの意見

1 地域生活支援ワーキンググループ

【今後目指していくべき基本的な方向性】

- 「建物」による安心から支援による安心へ＝ハードからソフトへ
～望めばいつまでも生活し続けられる地域に～
～支援の質量ともに豊かな地域に～

【そのために必要なこと】

- ①生活のそれぞれの場面に応じたケアマネジメントを日常的に担う人の存在
- ②地域生活サポート機能
- ③権利擁護の仕組み
- ④支援する人材の育成

① 生活のそれぞれの場面に応じたケアマネジメントを日常的に担う人の存在が必要

(ケアマネジメントを担う人のイメージ)

本人に寄り添い（ニーズに即応して）、地域に存在するあらゆる社会資源（障害者支援＋介護保等）の総合的活用により生活を組み立てる。本人の状態の変化（高齢化など）に対応しながら生涯を通じて継続的にケアマネジメントをしていく。困ったことが生じたら、支援会議を招集して解決を図る。

人材を配置するための制度としては、「サービス利用計画作成費」の活用や「ケアプランナー設置」事業（例：長野市）の実施等が考えられる。

② 地域生活サポート機能の必要性

(具体的な事業の実施イメージ)

- 困ったときはいつでも利用できる「ショートステイ」の機能。
- ショートステイの24時間の受入れ体制。
- 地域での生活の継続が困難になった場合など、生活するための環境を立て直す間の施設入所利用。
- 利用開始からすぐに、再び地域に戻るための支援会議を開始する。
- 個別支援計画を作成。
- 担うのは入所施設、または相談支援事業所＋グループ・ケアホームなどが想定される。

③権利擁護の仕組みの充実が必要

(必要な取組)

- ・ 相談窓口の設置、専門職員の配置。
- ・ 相談窓口の住民への周知。
- ・ 法律専門家とのチームをつくる。
- ・ 「権利擁護(成年後見)センター」の設置運営＝高齢分野等との連携も視野に入れて。
- ・ 法人後見、市民後見人など後見の受け手の養成。
- ・ 親族後見の引継ぎや受任者フォロー。

(各地域の動き)

- ・ 上小圏域・・・自立支援協議会権利擁護部会で、「相談窓口の設置」「住民への広報」「権利擁護センターの設置」など圏域における段階的な権利擁護体制の整備を検討。
- ・ 松本・・・社会福祉協議会において「権利擁護センター」実施に向けて検討中。また、「実務者連絡会」を市が設置し、事例検討を継続的に実施(法人後見にもつながる活動)。

④人材育成が必要

(人材育成の必要性・方向性)

- ・ 地域で支援(ケアマネジメントやサービス提供)を担う人材の確保及び資質向上のための継続的な育成システムを整備し、



- ・ 支援に従事する人材の量を増やす
- ・ 支援に従事する人材の質を高める ことにより、



- ・ 支援の総合力の高い地域＝生涯を通じて安心して生活できる地域＝に育てていく。

(そのために必要な研修の例)

- ・ 経験・技能に応じてステップアップできる研修体系
- ・ 実践に役立つための研修→実施方法としては、経験者・人材の豊富な事業所を「モデル事業所」とし、そこで一定期間OJT(実地研修)実施 など

2 西駒郷のあり方ワーキンググループ

【見直しにあたっての基本的な考え】

入所施設は障害者の地域生活を支援するための機能を持つ

※ 主な見直し項目

【入所施設の役割（新たな章立て）】

地域生活のために入所施設が果たすべき役割・機能

- (1) 地域で生活をしている方のために
- (2) 入所が長期にわたっている方のために

【西駒郷の役割】

西駒郷が果たしていくこと

- (1) サービス体系等
- (2) 支援内容の充実
- (3) 施設利用計画

【入所施設の役割（新たな章立て）】

- (1) 地域で生活をしている方のために

○ 入所が必要な時

今ある資源では地域生活が困難

- 原因・地域での関係が崩れた
・家族とうまくいかない
・問題行動がある 等



入所施設

ケアマネジメント

支援会議

○ 入所施設に求められる役割・機能

- ・ 再び地域で暮らすことができるようになるまでの間受入れる。
 - ・ 地域で生活するための資源が整うまで。
 - ・ 本人を取巻く環境が変わるまで。
- ・ セーフティーネットとしてのショートステイ機能
(地域生活支援機能)
 - ・ 一時的に地域で暮らせなくなったときはいつでも受入れる。
 - ・ レスパイト的機能

○ 入所中に施設が行うこと

- ・ 地域の相談機能との連携を続け、入所直後から、施設の中で暮らし続けることに対する支援ではなく、利用者が地域生活に戻るための支援を行う。

○ 入所中に地域が行うこと

- ・ 入所直後から施設と連携をとりながら、地域生活に戻るための支援会議を続ける。
- ・ 再び地域で暮らすことができるようになるための環境整備を行う。

(2) 入所が長期にわたっている方のために

○ 施設が行う支援

- ・ 地域での暮らしが想像できるようにいろいろな体験をしてもらう。
 - ・ 入所施設以外の資源を活用した様々な体験
(グループホーム・ケアホーム、日中活動等)
 - ・ 映像等を活用した適切な地域の情報の提供
- ・ ケアマネジメントの実施
 - ・ ニーズを聞きアセスメントをし続けながら、本人の希望に沿った個別支援計画を作成
 - ・ 個別支援計画に基づいた、一人ひとりに必要な環境整備の実施
(施設整備、支援方法等)

○ 地域生活移行を希望する利用者のために

- ・ サービス管理責任者が中心となり、地域生活移行を進める。
- ・ 利用者が移行を希望する地域の総合支援センターとの連携

【西駒郷の役割】

(1) サービス体系等

○ 新事業体系移行後のサービス

- ・ 施設入所支援
 - ・ ケアマネジメントにより入所が必要とされた方を受入れる。
 - ・ 再び地域で生活できる環境が整うまでの間受入れる。
 - ・ 地域と連携し、支援会議を重ねながら本人のニーズに応じた支援を行う。
 - ・ 短期入所
 - ・ 在宅障害者のためのセーフティーネット施設として、24時間の緊急時ショートステイ機能を持つ。
 - ・ 日中活動支援
 - ・ 生活介護
 - ・ 自立訓練（生活訓練）
 - ・ 就労移行支援
 - ・ 就労継続支援A・B
 - ・ 移行時期は平成23年4月1日を予定
 - ・ 日中活動の場は、敷地外の外部サービスも利用
- 地域生活移行に向けたサービス管理責任者の業務を明確化し、現在のセンター機能をH25以降引き継ぐイメージ

(2) 支援内容の充実

- 個別支援計画の策定
 - ・ ニーズを聴きアセスメントをし続けながら、本人の希望に沿った個別支援計画を作成する
 - ・ 意思表示の困難な方の想いの把握
- 地域生活移行のための支援
 - ・ 敷地内の施設を活用した自活訓練の実施
 - ・ グループホーム等の宿泊体験及び敷地外事業所での日中活動等を体験してもらう
- 入所が続く方への支援
 - ・ 高齢化された方へ
 - ・ 高齢化の進展により、支援方法のみならず建物の施設・構造面から生活の質を向上させる配慮が必要となるが、バリアフリー化を検討し、これらに配慮した支援を行う。
 - ・ 個々の利用者にあった多様なプログラムを用意し、日中活動の場を提供していく。
 - ・ 自閉症や強度行動障害等の利用者への、濃密な支援の提供
- 全県的なセーフティネット機能を持つ（社会生活上問題のある方の受入れも含む）

(3) 施設利用計画

○ 入所施設

居住棟は駒ヶ根市の管理棟周辺に集約していく。ただし、当面は、まつば寮（宮田村）を活用する。

【入所利用者数（地域以降希望者が移行した後）】

| | |
|-----------------|-------------|
| 入所利用者数 | 166人 |
| 地域移行希望者数 | △ 62人（別紙参照） |
| H22～24 その他による減少 | △ 10人 |
| 新規入所 | 12人 |
| 計 | 106人 |

| 【利用施設】 | H22年度 | | H25年度以降 |
|--------|-------|---|---------|
| さくら寮 | 60人 | | 60人 |
| ひまわり寮 | 30人 | | 32人 |
| すみれホーム | 4人 | ⇒ | 4人 |
| まつば寮 | 14人 | | 14人 |
| あすなる寮 | 58人 | | 廃止 |
| 計 | 166人 | | 110人 |

※ 地域移行希望者（62人）が移行した後も、引続き、地域移行のための取組みを続ける。

○ 日中活動施設

駒ヶ根市の会館、旧給食棟、訓練棟、宮田村の作業棟等を利用する。

【H24年度】

・ 駒ヶ根市側

会館 : 就労継続支援A型

旧給食棟 : //

訓練棟 : 自立訓練（生活訓練）・生活介護

ほほえみ棟 : 生活介護

・ 宮田村側

作業棟 : 就労移行支援・就労継続支援B型

農場 : 生活介護・就労継続支援B型